## 女川原子力発電所および東通原子力発電所の 原子炉施設保安規定変更認可申請について (原子炉等規制法の改正に伴う対応)

当社は、女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町および石巻市)および東通原子力発電所(青森県下北郡東通村)において、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を、本日、原子力規制委員会へ行いました。

申請した主な内容は以下のとおりです。

- 1. 原子炉等規制法\*の改正(2020年4月1日施行)による原子力発電所の検査制度見直しに伴う変更
  - (1) 原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
  - (2) 原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項

以上

## ※ 原子炉等規制法:

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる放射性物質の放出を伴う災害を防止し、公共の安全を図ることを目的とした法律。